金沢プールにおける新型コロナウイルス
感染拡大防止のための利用方法について

1. 利用上の注意及びお願い
 ① 下記の症状がある方はご利用をお控えください
 ※風邪症状（咳、くしゃみやのどの痛み）または 37.5℃を超える発熱者
 ※だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
 ※嗅覚や味覚の異常
 ※同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
 ※学校や職場等で感染者が発生し、自宅待機・外出自粛要請等があった方
 ※国・都道府県等において、県をまたぐ往来の自粛要請がある地域の方
 ※過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡
航、ならびに当該在住者との濃厚接触がある方
 ② 運動時以外はマスクの着用をお願い致します。（未着用の方は入場できません）
 ③ 「新しい生活様式」に即した行動（対面での会話防止等）をお願い致します。
④ 入場出入口でのアルコールによる手指消毒、検温の実施にご協力お願い致します。
 ⑤ 入館時、利用確認書の記入（氏名・連絡先等）をお願い致します。
 ⑥ 大会・イベント等を除く観覧席等での見学は中止となります。
（距離の確保が難しいため）

2. 一般利用における感染防止対策
 ① 利用を中止する設備等
ア 採暖室
イ 選手控室
ウ ２階供用スペース
（観覧席/ギャラリースペース/スクール保護者用観覧スペース）
エ 館内トイレのジェットタオル（エアロゾルを発生させる恐れがあるため）
オ 冷水機
カ 脱水機
キ ドライヤー（エアロゾルを発生させる恐れがあるため）
※ 個人の持ち込みも禁止

② 利用制限がある設備等
ア 更衣室
・ お客様同士の密集・密接を防ぐため、ロッカー及び洗面台の個数を制限しております。
（利用人数 20 名程度）
イ プールエリア
・ ビート板やアームヘルパー等のプール備品は監視員による貸出制となります。
貸出物は消毒の上、貸し出し致します。

・ レーンの開放については通常解放となっております。
（ウォーキングレーン、自由遊泳レーン、往復レーン）
・ 往復レーン、自由遊泳レーンについては、１レーン当たりの利用人数を３名までとなります。
・ ウォーキングレーンにつきましては、2 レーン開放、利用人数は 5 名までとなります。
前後の間隔をあけ、横並びでの利用はご遠慮ください。
・ プールエリアにつきましてはマスクの着用ができないため、会話はお控えいただきますよう
お願い致します。

３．団体利用における感染予防策（大会・イベント以外）
（１）合宿利用等
 ① 参加者の制限及び情報把握（１. 来場者への対応に準ずる）
 ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるようにお願い致します。
② 密集・密接にならない程度の利用人数となるよう対応をお願い致します。
③ 利用団体の責任の下、入館前に体調確認（検温等）を実施し、施設管理者に報告してください。
（利用確認書提出）
 ④ 運動を実施時以外はマスク着用必須（コーチは常に着用）
⑤ 更衣室利用について１０名程度、分散入館および利用の依頼・調整をお願い致します。
 ⑥ 休憩スペースはゾーニングを実施しソーシャルディスタンスの実施をお願い致します。
⑦ ウエイトトレーニングエリア
ア １回あたりの利用人数については 10 名を上限とします。
イ 可能な限りマスクを着用し実施してください。
ウ 換気の実施を致します。
エ 対面での会話を避ける等の会話の制限をお願い致します。
オ 実施者以外（待機者・コーチ等）は２ｍ程度の距離を保ちご利用下さい。
カ 利用後、マシン等の消毒実施および施設管理者による確認をお願い致します。
⑧ 飛び込みトレーニング室
ア １回あたりの利用人数についてはコーチ含め５名を上限とします。
イ コーチについてはマスク着用をお願い致します。
ウ 機械換気による２４時間換気を実施しています。
エ 対面での会話を避ける等の会話の制限をお願い致します。
オ 実施者以外（待機者・コーチ等）は２ｍ程度の距離を保ちご利用下さい。
カ 利用後の消毒実施及び施設管理者による確認をお願い致します。
 ⑨ 保護者の見学は当面の間原則禁止とし、保護者は送迎後、施設から退館いただき
自車内でお待ちください。ロータリーでの長時間の駐車は禁止。
（２）会議室利用
 ① 参加者の制限及び情報把握（１. 来場者への対応に準ずる）
 ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるようお願い致します。
② マスクの着用
③ １室あたり５名程度（大会議室は１０名程度）
 ④ 人と人との間隔を２ｍ以上開けてください。

⑤ 定期的な換気の実施（入口の開放）
 ⑥ 利用終了後、施設管理者における消毒の実施をいたします。

４．大会・イベント等の感染防止対策
（1）利用人数等の制限（「または」の場合は人数が少ない方が上限）
① ６月１日から６月１８日までは１００人以下（参加者・役員等）、または収容定員の半分以下の人数
（観戦者等）
② ６月１９日から７月９日までは１０００人以下または収容人数の半分以下の人数
③ ７月１０日から７月３１日までは５０００人以下または収容人数の半分以下の人数
④ その後感染状況をみつつ８月１日からをめどに収容人数の半分以下の人数
（2）主催者における参加者への対応
① 代表者は参加者の体調管理等及び情報把握をお願いいたします。
 ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるように情報の
把握をお願い致します。
② マスクの準備等をお願い致します。（準備できない場合は未着用者に対して入館制限を行う）
③ 感染予防対策用具の準備をお願い致します。（検温機器・アルコール等の消毒剤等）
④ 当日の体調確認（体温等）をお願い致します。
⑤ 大会・イベント等開催２週間前における 1. 利用上の注意及びお願いの把握をお願い致します。
⑥ 休憩スペース等のゾーニングおよびソーシャルディスタンスの実施をお願い致します。
⑦ 大声による声援は禁止とし、会話についても控え、会話をする場合はマスクの着用を
お願い致します。
（３）主催者による観戦者への対応
 ① マスクの準備等をお願い致します。（準備できない場合は未着用者に対して入館制限を行う）
② 観戦予防対策用具の準備をお願い致します。（検温機器・アルコール等の消毒剤等）
③ 上記（１）を目安に参加者や役員等の人数を考慮し、観客人数の制限の実施をお願い致します
④ 観客席の利用制限の実施をお願い致します。（人と人との間隔確保）
（４）その他
 ① (公財)日本水泳連盟の競技規則に則り実施される大会（競技会）については、(公財)日本水泳連盟
「水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に則った大会（競技会）運営をお願い
致します

５．その他の感染防止対策
（１）トイレ
 ① 洗剤の設置
② 「手洗い方法」の掲示
③ マイタオルの持参依頼
④ 消毒の実施（１日２回）
 （２）共用スペース
 ① ドアノブ、手すり、テーブル、椅子、自動販売機の消毒（１日２回）
 ② ソーシャルディスタンスの実施（机・椅子の設置方法）

ア 間隔を２ｍ以上に保ち、対面できないよう椅子を設置
 ③ 見学者の制限

６．自主事業における感染防止対策
（１）入退館時の対応
 ① 入館時の共通事項として「１．来場者への対応」に準じます。
 ② 付添者の更衣室入室制限
 ア 付添者の入室は年少～小学１年生までとします。
イ 付添者については利用確認書の記入（１. 来場者への対応（２）⑥と同様）
③ 保護者の見学は当面の間原則禁止とし、保護者は送迎後、施設から退館いただき自車内で
お待ちください。
 ④ ジュニアスクールによる更衣室の「密集・密接」を避けるための対策
ア 班ごとの分散入場の実施
イ ロッカーの使用を中止
 ウ ご家庭で水着を着用しての来館
 ⑤ カルチャースクールについては一般利用と同様の取扱とします。
（２）教室実施時の対応
 ① 待機については十分な距離を保ち、会話制限をします。
 ② 体操についてはメインプールサイドで実施し十分な距離を保ち実施
 ③ 入退水について班ごとに実施し、シャワーや更衣室利用を分散します。
 ④ プール用具については使用後に消毒を実施
（３）コーチの対応
 ① 指導前後の手洗い、うがいの実施
 ② 必要な場合はプール用マスクの使用
 ③ 参加者同士や参加者との十分な距離を保てるような指導の実施
 ④ 体調不良者が発生した場合は速やかに退水させ、保護者等に連絡
 ※原則見学不可のため、緊急時に連絡が取れるよう事前案内をいたします。

７．従業員への感染防止対策
（１）出社前
 ① 検温の実施
ア ３７.０℃以上の場合は上長へ報告し判断します。
イ ３７.５℃以上は自宅待機および外出自粛
（２）出社時
 ① マスクの着用
② 手洗い、うがいの実施
 ③ 検温表の記入
（３）勤務中
 ① マスクの着用（必要に応じてフェイスシールドを着用）
 ② 手洗い、うがいの実施

③ 多数の職員が使用する物品は適宜消毒を行います。
８．感染者の発生時
（１）感染者疑いや濃厚接触者が来場者した場合 ① 氏名、緊急連絡先等を把握した上で、速やかに退館（帰宅）を依頼し、待機する場合は隔離できる
部屋にて待機をお願い致します。 ② 所管課および保健所に連絡し指示に従います。 ③ ２週間以内の利用歴の確認 ④ 教室参加者の場合は濃厚接触の疑いがある指導者については自宅待機要請
（２）感染者が発生した場合 ① 保健所から報告があった場合は、速やかに所管課に報告し、対応協議 ② 利用者からの感染報告があった場合は保健所および所管課に報告し、指示に従います。 ③ 濃厚接触者の割り出しおよび連絡（連絡については保健所の指示を仰ぐ） ④ 消毒の実施 ⑤ 営業再開については所管課および保健所の指示に従います。